

議案第40号

児童相談所設置条例の一部を改正する条例制定の件

児童相談所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

児童相談所設置条例の一部を改正する条例

児童相談所設置条例（昭和23年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「（昭和22年法律第164号）第12条第1項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第2条の表鹿児島県中央児童相談所の項中「県下一円（鹿児島県大隅児童相談所及び鹿児島県大島児童相談所の管轄区域を除く。）」を「鹿児島市 枕崎市 指宿市 西之表市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 始良市 鹿児島郡 熊毛郡」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|---------|--------------------------------|
| 鹿児島県北部児童相談所 | 薩摩郡さつま町 | 阿久根市 出水市 薩摩川内市 伊佐市 薩摩郡 出水郡 始良郡 |
|-------------|---------|--------------------------------|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新たに鹿児島県北部児童相談所を設置する等のため、所要の改正をしようとするものである。